

訪問型サービス(独自)サービスコード表(現行相当)

(青梅市)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	合成単位数(旧)	訪問型現行相当 A2	合成単位数(新)	算定単位	算定項目
A2	1111		訪問型独自サービス11	1176		1176	1月につき	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合
A2	2111		訪問型独自サービス11日割	39		39	1日につき	週1回程度
A2	1211		訪問型独自サービス12	2349		2349	1月につき	週2回程度
A2	2211		訪問型独自サービス12日割	77		77	1日につき	週2回程度
A2	1321		訪問型独自サービス13	3727		3727	1月につき	週3回程度
A2	2321		訪問型独自サービス13日割	123		123	1日につき	週3回程度
A2	2411		訪問型独自サービス21	287		287	1回につき	ロ 1月当たりの回数を定める場合
A2	2511		訪問型独自サービス22	179		179		標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合
A2	2621		訪問型独自サービス23	220		220		生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満の場合)
A2	1411		訪問型独自短時間サービス	163		163		生活援助が中心である場合(所要時間45分以上の場合)
A2	1411		訪問型独自短時間サービス	163		163		短時間の身体介護が中心である場合
A2	C211		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	-12		-12	1月につき	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算
A2	C220		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	-1		-1	1日につき	週に1回程度の場合
A2	C212		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	-23		-23	1月につき	週に2回程度の場合
A2	C213		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	-1		-1	1日につき	週に3回程度の場合
A2	C214		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	-37		-37	1月につき	週に3回程度の場合
A2	C215		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	-1		-1	1日につき	週に3回程度の場合
A2	C216		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	-3		-3	1回につき	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算
A2	C217		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	-2		-2		標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合
A2	C218		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	-2		-2		生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満の場合)
A2	C219		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	-2		-2		生活援助が中心である場合(所要時間45分以上の場合)
A2	C219		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	-2		-2		短時間の身体介護が中心である場合
A2	D211		訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算11	-12		-12	1月につき	訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算
A2	D220		訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算11日割	-1		-1	1日につき	週に1回程度の場合
A2	D212		訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算12	-23		-23	1月につき	週に2回程度の場合
A2	D213		訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算12日割	-1		-1	1日につき	週に3回程度の場合
A2	D214		訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算13	-37		-37	1月につき	週に3回程度の場合
A2	D215		訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算13日割	-1		-1	1日につき	週に3回程度の場合
A2	D216		訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算21	-3		-3	1回につき	訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算
A2	D217		訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算22	-2		-2		標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合
A2	D218		訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算23	-2		-2		生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満の場合)
A2	D219		訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算短時間	-2		-2		生活援助が中心である場合(所要時間45分以上の場合)
A2	D219		訪問型独自高齢者業務継続計画未策定減算短時間	-2		-2		短時間の身体介護が中心である場合
A2	6001		訪問型独自サービス同一建物減算1				1月につき	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
A2	6003		訪問型独自サービス同一建物減算2				1月につき	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合
A2	6002		訪問型独自サービス同一建物減算3				1月につき	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合
A2	8000		訪問型独自サービス特別地域加算				1月につき	特別地域加算
A2	8001		訪問型独自サービス特別地域加算日割				1日につき	特別地域加算
A2	8002		訪問型独自サービス特別地域加算回数				1回につき	特別地域加算
A2	8100		訪問型独自サービス小規模事業所加算				1月につき	中山間地域等における小規模事業所加算
A2	8101		訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				1日につき	中山間地域等における小規模事業所加算
A2	8102		訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				1回につき	中山間地域等における小規模事業所加算
A2	8110		訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				1月につき	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
A2	8111		訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				1日につき	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
A2	8112		訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				1回につき	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
A2	4001		訪問型独自サービス初回加算	200		200	1月につき	ハ 初回加算
A2	4003		訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I	100		100		二 生活機能向上連携加算
A2	4002		訪問型独自サービス生活機能向上連携加算II	200		200		ホ 口腔連携強化加算
A2	6102		訪問型独自口腔連携強化加算	50		50		ハ 初回加算
A2	6269		訪問型独自サービス処遇改善加算I1 (変更)					ヘ 介護職員処遇改善加算
A2	6183		訪問型独自サービス処遇改善加算I2 (新規)					(1)介護職員処遇改善加算(I)イ
A2	6270		訪問型独自サービス処遇改善加算II1 (変更)					(2)介護職員処遇改善加算(I)ロ
A2	6184		訪問型独自サービス処遇改善加算II2 (新規)					(3)介護職員処遇改善加算(II)イ
A2	6271		訪問型独自サービス処遇改善加算III (変更)					(4)介護職員処遇改善加算(II)ロ
A2	6380		訪問型独自サービス処遇改善加算IV (変更)					(5)介護職員処遇改善加算(III)
								(6)介護職員処遇改善加算(IV)

青梅市では、網掛け部分の設定(回数設定)はありません